## 3 学部学生の学業成績基準 (令和元年度以前入学者に対する大学独自制度)

学部 学業成績基準 次の①と②のいずれにも該当すること ① 在学する、学部・学科等における学業成績について、GPA が上位 1/2 以上である ※ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする ② 次の a)及び b)のいずれにも該当すること ただし、災害、傷病、その他やむを得ない事由により a)に該当しない場合には、 b)に該当することで足りる a) 修得単位数の合計数が標準単位数以上であること b) 学生が提出する学修計画書により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認 できること 全学部 ただし、①及び②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が次の廃止の要件に 該当する場合には、学業成績基準不可とする。 洪通 (廃止の要件) 令 次の①から④までのいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得 和 ない事由があると認められないとき 元年度以 ① 修業年限で卒業できないことが確定したこと ② 修得単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること ③ 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い 前入学者に対する大学独 状況にあると認められること ④ 次に示す警告の要件に連続して該当すること (警告の要件) 次の①から③までのいずれかに該当し、そのことについて災害、傷病、その他やむを得 ない事由があると認められないとき ① 修得単位数が標準単位数の6割以下であること (廃止の区分に該当するものを除 < ) 自 GPA が学部・学科等における下位 1/4 に属すること 制 ※ただし、同点者が複数の場合は、該当者全員を含むものとする 度 ③ 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況に 学部 あると認められること (廃止の区分に該当するものを除く) 日本人学生 symp  $\mathrm{GPA}$ =(評価  $\mathrm{AA}$  の単位数imes 4+評価  $\mathrm{A}$  の単位数imes 3+評価  $\mathrm{B}$  の単位数imes 2+評価  $\mathrm{C}$  の 単位数×1+評価 D(失格, 欠席等を含む)の単位数×0)/履修登録単位総数 \*認定科目は含めないものとする。 \*GPAの計算は、小数点第3位以下を四捨五入する。 \*各学年の前年度までの累積 GPA (教養教育科目及び専門教育科目の合算) を利用 する。 ※標準単位数=(卒業に必要な最低修得単位数/修業年限※1)×対象者の在学年数※2 ※1 長期履修(大学設置基準第30条の2)が認められた学生等については、その認め られた履修期間 ※2 対象者の在学期間に休学期間が含まれる場合には、その休学期間を控除する。また、

の授業科目は含めないものとする。

休学期間が1年未満である場合には、その月数を12で除した数を控除する。 ※3 水産学部については、GPA 及び修得単位数について専門教育科目のうち自由科目

## 1 第3年次

第2年次後期から中期又は長期の留学を許可された者に限り、標準単位数を45単位 (単位認定された科目の単位を含む。)とする。

## 2 第4年次

- 第3年次から中期又は長期の留学を許可された者に対しては、次のとおり取り扱うものとする。
- ①3年次前期から中期の留学を許可された者は、標準単位数を80単位(単位認定された科目の単位を含む。)とする。
- ②3年次前期から長期の留学を許可された者は、標準単位数を60単位(単位認定された科目の単位を含む。)とする。
- ③3年次後期から中期又は長期の留学を許可された者は、標準単位数を80単位(単位認定された科目の単位を含む。)とする。